

令和3年度 岡山県日本型直接支払等推進委員会の議事要旨

1 日時 令和3年7月30日(金) 13:00~16:20

2 場所 メルパルク岡山(岡山市北区桑田町1-13)

3 協議等事項

- (1) 多面的機能支払交付金の令和2年度実施状況について
- (2) 多面的機能支払交付金岡山県第2期中間評価について
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金の令和2年度実施状況について
- (4) 中山間地域等直接支払交付金の令和2年度実施状況及び棚田地域振興活動加算の目標設定について

4 協議等の内容 ※■委員の意見 □事務局の回答

(1) 令和2年度 多面的機能支払交付金の実施状況について

(2) 多面的機能支払交付金岡山県第2期中間評価について

■岡山県のカバー率が全国に比べて低いのはなぜか。

□県南などの農地面積が多い地域において、本交付金を活用せずに市町村独自の補助などで地域の共同活動を行っているところがあるため、カバー率が低くなっている。国では多面的機能支払交付金(以下、「多面」という。)の取組面積拡大を目指しているが、県では市町村独自の補助や地域の共助も含め、地域の共同活動を拡大させていけば良いとの方針である。

■令和2年度から新たに取組に加わった市町村の参加理由はなにか。また、取り組んでいない市町村の不参加理由はなにか。

□新たに加わった市町村では、これまで独自の補助事業で行ってきっていたが、市町村独自の補助要件等が見直されたことや、課題としていた事務処理についても事務体制が整えられたことなどから、多面へ切り替えたものである。

取り組んでいない市町村については、地元へ制度の周知を行っているが参加には至っていない状況である。

今後、事務処理や人手の確保などの課題がクリアできれば参加する可能性がある。

■女性の活躍の場を広げるため、どのような取組を行ってきたのか。こういう取り組みは、女性の参加がとても少ない。細やかな作業は女性の方が得意な傾向があるし、定年退職した方などもっと参加できるのではないか。

□県が主体で取り組んでいるものはまだないが、制度上では令和2年度から女性役員の参画について加算措置ができたため、参画率が上がっているところもある。

■将来を担う子供たちに農業の楽しさを伝えることはとても重要と考えるが、子供の参画を促すため、どのような取組を行ってきたのか。

□県が主体で取り組んでいるものはまだないが、活動組織の個別の取り組みとして田植えや稲刈りに子供が参加しているところもある。

■推進活動「パンフレット、機関紙、事例集等による普及啓発」について、県では高い評価になっているが、市町村は低い評価になっている。県が行っていることが市町村へは伝わっていないということか。

□県では事業概要や事務手続きをまとめた冊子やリーフレットを全市町村へ配付している。一方、市町村は広報誌や地域だより等により独自に周知を行っているのが6市町村のみだったので低い評価にしている。

■周知活動がどこで止まっていると思っているか。

□関心がある人でないと市町村へ問い合わせが来ないことが課題である。多面の制度を知らない方への発信ができていないと感じる。

■広報誌等による普及啓発、ホームページへの掲載をしていない市町村がある。地域に一番近い市町村が地域に向けて発信していないのはどうなのか。せめて県のホームページに制度について掲載していることを案内してもらうなどの対応があってもよいのではないか。市町村が普及啓発をしなければ、課題である非農家の参加にもつながらないのではないか。また、女性の参加についても、活動を知ってもらうことが大事である。農業委員も最近は女性が多い。そういうところのチャンネルをもっと使っていけば非農家、女性の参画へのハードルは高くないのではないか。

■周知方法については、農業者へはJAと協力し、非農家へは商工会や健康保険協会等と協力するなどしていけば良いと思う。多面は地域にとって良い制度であり、必要としているところへマッチングしていくことが重要である。

□今後の普及啓発の参考にする。

■多面の活動と市町村独自の補助事業を組み合わせることはできるのか。

□組み合わせることは可能である。ただし、同一の活動に対して、両方の制度を活用することはできないので、対象地のさび分け等が必要となる。(多面の活動対象は原則として農振農用地だが、市町村独自の補助事業は白地も対象になっている場合が多い。)

市町村独自の補助事業でやっていければそれで良いと思う。単純にカバー率が低いから伸ばしていくという考えは、地域によって事情も様々なので違うと考える。市町村アンケート結果では「引き続き強く推進活動を続ける」と答えたところが増えており、これまで市町村が単独でできていたことができなくなっている、地域の共助だけでは厳しくなっているという現れであり、危険な傾向ではないか。

□県としては、市町村の補助事業や地域の共助も含め地域の共同活動が継続できれば良いと考えており、市町村等の意向を無視してカバー率を伸ばしていこうとは考えていない。ただし、制度を知らなかったので利用できなかった、ということは避けるべきと考えている。多面の制度を知った上で利用しない、他の補助制度を利用する、という選択をするのであれば問題ない。

■次回のアンケートでは、制度を知った上で利用しなかったところ、他の補助事業を利用しているところの傾向を調査してはどうか。

□今後アンケート内容について検討し、調査・分析していく。

■課題である事務処理について、JAに委託できないか。JAの収入にもなり双方の利益になるのではないか。また、JAの女性部会にも声かけしてはどうか。また、県の草刈り機の貸出事業が好評だということなので、JAが機械のレンタル、オペ付きで受託するなど、JAと一緒に検討してみてもどうか。

□今後のJAとの連携のあり方や提案について参考としたい。

■我が家の前の遊休農地が宅地化された。多面的機能が失われ、ハザードマップも変わってくるのではないかと不安に思うとともに、多面的機能を維持していくことの大切さを実感した。また、子供は学校等でSDGsを学んでいる。この農地がなくなったら自分たちの暮らしがどうなるか、命を守っていくために大事だということを訴えていく普及啓発も必要ではないか。

■私の住んでいる地域には知的発達障害の方が通う学校があり、卒業した人が農業に携わり、空いた田んぼを作ってくれている。高齢者ばかりの耕作放棄地を再生させ、守ってくれて嬉しく思う。こういったところが増えていけば良い。

■放っておくと下がっていくものを維持する、下がるにしても緩やかにしてあげる、そういう感覚で携わっている。直払制度はどうしてもやらなければならない必要なことで、農村等を維持していくにはどうすればいいのか、委員から意見をもらいながら、県でも工夫してもらいたい。中山間地域等直接支払制度で考えると20年以上実施している。農家が高齢化し、人が減っていく中で昔とは農村の捉え方が変わってきている。農家という考えがなくなっていく中で、交付金をどう運用すれば良いか考えるタイミングに来ているのではないか。

○総括

□各委員からいただいたご意見を反映させながら中間評価報告書を修正した上で、国へ提出する。修正内容については委員長へ一任してもらいたい。

■異論なし。

(3) 令和2年度 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

- 取組作物の割合は水稲が高いが、通常そのような傾向になるのか。
- 有機農業、肥料・農薬を低減した栽培に取り組みやすいのは水稲になる。生産者が多いことも理由の一つである。
- 果樹の取組が無いのはなぜか。働きかけは行っているのか。
- 岡山県の果樹は贈答向けに栽培しており、農薬を低減した栽培は難しいのが現状である。県は、低減割合の特例として、3割低減で事業対象となるよう設定している。
- 農業者の組織する団体のうちに、事業に取り組む農業者が2戸以上取り組む要件について、区域の要件はあるか。
- 基本的には同一市町村の範囲内とされている。
- 本事業の内容は生産現場では個別で生産者が取り組む場合も多い。行政としてどのようにサポートしていくのか。
- 有機農業や肥料・農薬を低減した栽培に取り組むには、状況に応じた対応が必要になる。県としては、栽培方法や内容を紹介し、技術情報の交換の場を設けている。

(4) 中山間地域等直接支払交付金の令和2年度実施状況及び棚田地域振興活動加算の目標設定について

ア 令和2年度実施状況

- 交付金の配分状況について、先般の新聞記事で、協定に名前があるのに交付金が支払われていないことが問題となっていた。個人への支払状況をどのように確認するのか、また、確認体制はどのようになっているのか。
- 個人への支払の確認については、集落において支払伝票等の根拠を保管するよう規定されており、その内容を市町村において全て確認することになっている。また、県でも、全ての協定ではないが毎年抽出して検査する体制になっており、支出根拠等も確認している。
- 確認した中で、問題になっているようなことはあるか。
- 新聞記事のような事例は確認されていない。

イ 棚田地域振興活動加算の目標設定

(全般事項)

- 棚田地域振興活動加算について、意欲的な取組がされており素晴らしいが、目標達成できない場合は返還になるとのことで、販売等の手助けも市町村等の行政でバックアップしてもらいたい。
- 棚田地域振興活動加算の目標設定について、県や市町村の関与の程度はどうか。集落が苦しんでいる場合は支援できる体制にあるのか。

□目標については、集落で設定した目標を市町村で認定することとなっているが、目標を設定する段階において、県や市町村の担当者が加算にふさわしい内容となるよう1協定ごとにアドバイスしているところである。

また、加算目標の基準となる棚田地域振興活動計画の作成主体である協議会は、市町村、県、JA等が構成員になっており、加算目標の達成について支援できる体制になっていると考えている。

■今年度、他の協定から棚田地域振興活動加算が申請されるか。

□協定から提出される交付金等に係る申請は6月末までとなっているため、今年度については無いが、来年度に取り組み意向のある協定が出てくれば、今年度から検討を始める協定が出てくる可能性がある。

■加算金は年度ごとに支払われるのか。

□交付金は年度毎に支払われ、それを活用して目標達成年度までに定量目標を達成することになっている。

■定量目標を達成できない場合は、交付年度分全てを返還するのか。

□遑って全額返還する必要がある。

(久米南町：山手前集落協定)

■親子農業教室を開催するとあるが、具体案はあるか。また、実施回数はどのように決めるか。

□詳細な内容までは把握できていないが、他の地域で実施されている親子の田植え体験等を想定される。また、実施回数については、目標を達成しないと交付金の返還があることから、集落で達成可能で現実的な数値を設定している。

■空き家バンクへ5件登録するとあるが、新たに5件登録するということか。目標が高すぎると思うがどうか。

□新たに5軒登録する目標となっている。町と協定で相談した上で設定した目標であるので実施できると考えている。

(西粟倉村：大茅上集落協定)

■大茅上集落の定量目標は、現在8件の体験メニューを目標達成年度までに28件にすることにしている。特に都市との交流に関する内容については、コロナ禍で実施できないおそれもあるため、下方修正を認めても良いと考える。

■今回、議事となっている5協定の棚田地域振興活動加算の目標設定について、妥当性を認めてもよいか。(委員への確認)

■異論なし。(委員一同)